［条を削る。］

（広報室）

第十九条の二　［略］

２　広報室は第十三条第二号、第五号及び第六号に掲げる事務をつかさどる。

３　［略］

（理財課の所掌事務）

第二十二条　理財課は、次に掲げる事務（検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～二十九　略］

三十　金融商品取引所、外国金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社の監督に関すること（証券取引等監視官の所掌に属するものを除く。）。

三十一　認可金融商品取引業協会の監督（店頭売買有価証券市場の運営及び取扱有価証券（金融商品取引法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券をいう。）の取引に係るものに限る。）に関すること（証券取引等監視官の所掌に属するものを除く。）。

［三十二～三十九　略］

（検査課の所掌事務）

第二十三条　検査課は、次に掲げる検査に関する事務（証券取引等監視官及び為替実査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　［略］

二　金融商品取引法第五十六条の二、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、同法第六十三条の三第二項において準用する同法第六十三条の六、同法第六十三条の十一第二項において準用する同法第六十三条の十四、第六十六条の二十二、第六十六条の六十七、第七十五条、第七十九条の四、第百三条の四、第百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の十六、第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の二十七（同法第百九条において準用する場合を含む。）、第百五十一条、第百五十五条の九及び第百五十六条の三十四、投資信託及び投資法人に関する法律第二百十三条第一項から第四項まで、不当景品類及び不当表示防止法第二十九条第一項、預金保険法第百三十七条第一項及び第二項、資産の流動化に関する法律第二百十七条第一項（同法第二百九条（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、金融サービスの提供に関する法律第三十六条及び第四十九条、個人情報の保護に関する法律第百四十三条第一項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定に基づく検査

三　［略］

（調査企画課の所掌事務）

第十六条　調査企画課は、次に掲げる事務（跡地利用対策課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　振興開発計画の作成に関する事務で他の所掌に属しないものを行うこと。

二　振興開発計画の推進に関する事務で他の所掌に属しないものを行うこと。

三　振興開発計画の作成及び推進に関する各部の事務の取りまとめに関すること。

四　沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（広報室）

第十九条の二　［同上］

２　広報室は第十三条第一号から第六号までに掲げる事務をつかさどる。

３　［同上］

（理財課の所掌事務）

第二十二条　理財課は、次に掲げる事務（検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～二十九　同上］

三十　金融商品取引所、外国金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社の監督に関すること（証券検査官、証券取引審査官及び証券取引特別調査官（以下「証券検査官等」という。）の所掌に属するものを除く。）。

三十一　認可金融商品取引業協会の監督（店頭売買有価証券市場の運営及び取扱有価証券（金融商品取引法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券をいう。）の取引に係るものに限る。）に関すること（証券検査官等の所掌に属するものを除く。）。

［三十二～三十九　同上］

（検査課の所掌事務）

第二十三条　検査課は、次に掲げる検査に関する事務（証券検査官等及び為替実査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　［同上］

二　金融商品取引法第五十六条の二、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、同法第六十三条の三第二項において準用する同法第六十三条の六、同法第六十三条の十一第二項において準用する同法第六十三条の十四、第六十六条の二十二、第六十六条の六十七、第七十五条、第七十九条の四、第百三条の四、第百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の十六、第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の二十七（同法第百九条において準用する場合を含む。）、第百五十一条、第百五十五条の九及び第百五十六条の三十四、投資信託及び投資法人に関する法律第二百十三条第一項から第四項まで、不当景品類及び不当表示防止法第二十九条第一項、預金保険法第百三十七条第一項及び第二項、資産の流動化に関する法律第二百十七条第一項（同法第二百九条（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、金融サービスの提供に関する法律第三十六条及び第四十九条、個人情報の保護に関する法律第四十条第一項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定に基づく検査

三　［同上］